

体験入所の場合 正式契約結ばず

高齢者施設において
は、入居する高齢者や
その家族は、どんなサ
ービスが受けられるの
か、施設の方と入居者
又は入居者間の相性は
どうかといった点を非
常に気に掛けられてい
ると思います。そのた
め、高齢者施設におい
ても、サービスク内容の
一部を体験してもらっ
たりことや体験入所して
もらうこともあるでしょ
う。

体験入所中の高齢者
と高齢者施設の間で
は、まだ入居に関する
正式な契約は成立して
いませんが、万が一の
事故があった場合の法
的な責任はどのように
考えられているのでし
ょうか。



高齢者施設の事業主
は、入居者の身体に危
険が及ぶようなこと
のないよう注意する義務

介護施設を 取り巻く 法律問題の今

があり、安全配慮義務
があるとされています。
このことは、正式
な入所の契約は成立し
ていないとしても、体
験入所に関する契約が
成立している以上、同
様に安全配慮義務を負
担すると考えられま

予見できる危険の範囲 限定的 事前アンケートの工夫を

す。しかしながら、体
験入所と正式な入所手
続後の入居者とは異な
る面があります。

事前情報少なく 危険予測難しい

安全配慮義務違反が
あったか否かは、具体
的な危険を予見でき、
それを回避することが
できたか否かという観
点から結論が導かれま
す。体験入所の場合、
入居前のアンケートを
行って、家族及び本人
からどのような場面に
おいて介護を必要とす
ると考えているのか確
認するといった方法が
一般的と思われる。



そのため、体験入所
の場合は、入所に得
られる数少ない情報か
らどのような危険が生
じうるか予見するほか
なく、継続的に入居し

ている入居者のように
普段の生活が記録とし
て残されているわけ
ではありません。そのた
め、事業主としても、
予見できる範囲はおの
ずから限られたものに
ならざるを得ません。

事業主の責任を
否定する判例も
このことは、過去の
裁判例においても当然
考慮されています。た
とえば、アンケート項
目において、「一部半
身介助を要する」とい
う項目と、「時間を要
するが自立」という項
目を留意していたとこ
ろ、後者を選択した体

験入所中の高齢者が歩
行中に転倒したこと
について、事業主にとっ
ては、歩行が不安定で
転倒の危険があったと
予見することはできな
いと判断され、事業主
の責任が否定されたも
のがあります。

体験入所におけるア
ンケートの項目次第で
高齢者に対する安全配
慮義務として求められ
る程度をも左右するこ
とがあることを認識
し、アンケート項目が
入所者の求める介助の
レベルを判断できるも
のとなっているか見直
してみてはいかがでし
ょうか。



家永 勲

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
企業法務事業部長

【プロフィール】

不動産、企業法務関
連の法律業務、財産管
理、相続をはじめとし
る介護事業、高齢者関
連法務が得意分野。
介護業界、不動産業
界でのトラブル対応と
その予防策についてセ
ミナーや執筆も多数。